

定 例 監 査 結 果 報 告

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

健康福祉局（新型コロナウイルスワクチン接種推進室）

子供未来局

建設局（総務課，道路部）

各区役所（上記部局に関連する事務事業に限る。）

3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の監査は、仙台市監査基準に従い、収入事務，支出事務，契約事務及び財産管理事務等に関し，合规性，正確性等の観点から，令和3年度に執行された事務事業のほか，必要に応じ，令和3年度以外の年度に執行された事務事業の一部について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の日程

令和4年2月2日から令和4年7月6日まで

5 監査の結果

事務事業について，一部に改善を必要とする事項が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事項は，次のとおりである。

（改善を要する事項）

(1) 不適切な随意契約について

予定価格が80万円を超える賃貸借契約については，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り，随意契約によることはできないものである。

ところが，保護支援課においては，予定価格が80万円を超える令和3年度仙台市児童相談所一時保護所寝具賃貸借契約について，同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。

契約の締結に当たっては，関係法令に則り，適正に処理する必要がある。

（子供未来局）